

平成 30 年 12 月 1 日

次世代法による一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員がはたらきやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 12 月 1 日から平成 33 年 11 月 30 日までの 3 年間

2. 内 容

目標 1 計画期間内、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

- ・男性社員：計画期間内に 1 人以上取得すること。
- ・女性社員：計画期間内の取得率が対象者の 80%以上とすること。

<対策>

- ・平成 31 年 1 月～3 月 育児休業制度に関して、管理職を対象とした研修の実施と社員への周知を行う。

目標 2 計画期間内、父親の育児休暇取得率を次の水準以上にする。

- ・計画期間内の取得率が対象者の 50%以上であること。

<対策>

- ・平成 31 年 1 月～ 社内掲示等を通じて、男性の育児休暇取得の啓蒙を行う。